9　施行規則第51条の10の６第３項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。

⑴　電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

⑵　電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の登録の有効期間のうち、１年を単位とする期間を記載すること。

10　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。

11　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

12　申請書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第一号の四　無線局の包括登録申請書及び包括再登録申請書の様式（第25条の17第１項及び第25条の19第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局包括登録（包括再登録）申請書

年　　月　　日

（何）総合通信局長　殿（注１）

収入印紙貼付欄 （注２）

□電波法第27条の29第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第25条の19第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒（　　―　　）

別表第一号の四　無線局の登録申請書及び包括登録申請書の様式（第25条の10第１項及び第25条の17第１項関係）

収入印紙

無線局登　録／包括登録申請書（注１）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注２）殿

申請者（注３）　住所（ふりがな）

氏名又は名称（ふりがな）　　㊞

下記の無線局の登録を受けたいので、電波法第27条の18第２項／電波法第27条の29第２項の規定により別紙の書類を添えて申請します。

記

１　無線設備の規格	
２　無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
３　周波数及び空中線電力	
４　備　考	